

一般競争入札説明書

この入札説明書は、令和4年度臨床検査（クオンティフェロン（QFT）検査）業務契約について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うにあたり、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 臨床検査（クオンティフェロン（QFT）検査）業務
- (2) 業務概要 北部保健所、中部保健所、南部保健所、宮古保健所、八重山保健所が行うQFT検査の検体回収及び検査実施、結果通知を行う。その他業務詳細については別紙「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和5年3月31日

2 入札参加者に必要な資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄県内に本社、支社、支店又は営業所を有すること。
- (3) 各保健所の検体回収を行えること。
- (4) 仕様書に記載する業務を実施できること。
- (5) 過去3年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、履行した実績を2件以上有すること。

3 入札日程・場所

令和4年4月15日（金）午後3時～ 沖縄県庁7階 第4会議室

4 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請の方法

入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類等を郵送又は持参にて関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受けるものとする。なお、FAX及び電子メールによる関係書類の提出は受け付けない。また、提出された書類に不備等のある場合は受付期限内に補正することとし、提出された書類は返却しない。

(2) 入札参加資格要件の審査に係る書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 地方公共団体等契約実績（第2号様式）

国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行実績を2件以上記載し、当該内容を証明する書類（契約書の写し等）を添付（※）

※契約日・契約先・契約額が記載された箇所のみ写しでも可、単価表の省略可。

- (3) 提出先 沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課 又吉 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2（4階）

(4) 受付期限 令和4年4月12日（火）午後5時（必着）

※提出の際は、封筒に「臨床検査（QFT）業務委託資格確認申請書在中」と朱書きすること。

※郵送の場合は書留を利用し、持参の場合は土・日・祝日を除く午前9時から午後4時まで持参すること。

5 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、令和4年4月13日（水）までに通知する。

6 入札保証金に関する事項

沖縄県財務規則第100条の規定により、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付を免除する。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

(2) 過去2箇年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。（該当の有無は、地方公共団体等契約実績にて判断する。）

7 入札保証金の納付方法

入札保証金は現金納付書で納付する。（別添「入札保証金について」を参照。）

8 契約保証金に関する事項

沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

(2) 過去2箇年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。（該当の有無は、地方公共団体等契約実績にて判断する。）

9 入札方法等

(1) 入札書の様式は、第5号様式に定める。

(2) 入札書は、書面により直接持参して提出すること。（郵送等による提出は認めない。）

(3) 入札の方法

沖縄県公式ホームページ（公募・入札）よりダウンロードした入札書にて金額等を記入の上、入札日に会場で直接提出すること。

ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。

イ 代理人がする入札の場合は、代表者からの委任状（第6号様式）を持参すること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 入札に参加するのに必要な資格のない者が入札したとき
- (2) 入札者が法令の規定又は入札条件に違反したとき
- (3) 入札者又はその代理人が入札事項に対し2通以上の入札をしたとき
- (4) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
- (5) 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき
- (6) 入札書の表記金額を訂正して入札したとき
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱、その他記載事項を確認できないとき
- (8) 入札者が連合して入札したとき
- (9) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき

11 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該落札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約を行うものとする。

12 その他留意事項

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者の決定後7日以内に契約を締結しなければならない。
- (4) 入札及び契約の手続きに係る費用は自己負担とする。
- (3) 本件に係る質問については、令和4年4月8日（金）までに下記の問い合わせ先へ質問書をFAXで送ること。回答は4月11日（月）までに沖縄県公式ホームページにて公開する。

問い合わせ先 沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課感染症予防班 臨床検査業務委託担当

FAX：098-869-7100